

# 核燃料物質の使用の規制に係る使用者への説明会

令和4年7月4日（月）

原子力規制庁

核燃料物質の使用の規制に係る使用者への説明会  
議事録

1. 日時

令和4年7月4日（月） 13：30～14：53

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

志間 正和	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全規制管理官
細野 行夫	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全管理調査官
本多 孝至	原子力規制部	研究炉等審査部門	主任安全審査官
榭見 亮司	原子力規制部	研究炉等審査部門	主任安全審査官
真田 祐幸	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査官
高橋 英理	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査官
矢野 貴大	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査官
佐久間 清美	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査専門職
武居 忠	原子力規制部	研究炉等審査部門	審査官補助

4. 議題

- (1) 3条改正に係る書類及び手続きについて
- (2) 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて<令第41条該当施設のみ対象>
- (3) 事前にいただいたご意見を踏まえた回答について

5. 配付資料

資料1 3条改正に係る書類及び手続きについて  
資料1参考1 核燃料物質の使用等に関する規則 新旧対照表  
資料1参考2 核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正（様式）

- 資料2 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて（使用施設）
- 資料3 核燃料物質の使用の規制に関するご意見  
～アンケート結果について～

## 6. 議事録

○高橋安全審査官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから核燃料物質の使用の規制に係る使用者への説明会を開催いたします。

本日の説明会は、核燃料物質の使用の許認可に係る審査業務を担当しております研究炉等審査部門が主催しております。

また、この説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためYouTubeによる動画配信で開催いたします。

それでは、説明会開催に先立ちまして、研究炉等審査部門の志間安全規制管理官より御挨拶申し上げます。

○志間安全規制管理官 核燃料物質使用者の皆様、私、研究炉等審査担当安全規制管理官の志間と申します。

本日は説明会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、説明会を企画させていただいた経緯について、若干触れさせていただきたいと思っております。こちらは、詳しくはこの後、担当のほうから説明させていただきますけれども、令和2年4月1日より原子炉等規制法の改正法令が施行されまして、それ以降、許認可等の申請におきましては、新たに添付書類を添付することが義務化されております。

しかしながら、この新たな添付文書を添付されない状態で許認可処分をしてしまったという不備が、昨年、令和3年度末に発覚しました。本件の原因といたしましては、当方の改正法令の理解不足、審査書の確認不足であることは確かなんだと考えているところなんでしょうけれども、使用者の皆様と規制当局との間でコミュニケーションがうまく取れておらず、法令改正の内容や新規要求の内容について周知が徹底されていなかったところも原因の一つではないかなということを考えております。そこで、その反省といたしまして、使用者の皆様とコミュニケーションを図る一つの方法として、今回、説明会を企画させていただきました。

本来、説明会は、対面で実施したかったところでございますけれども、コロナ感染拡大防止対策のため、今回はウェブを通じて実施させていただくこととしました。

また、ウェブでは200近い使用者の皆様と接続し、双方向でやり取りした場合、これまでの通信実績を踏まえたと通信障害が発生する可能性も高いことから、今回は事前にアンケートで皆様から寄せられました御意見や御質問を提示いただき、それに対してこちらから回答を配信させていただく形式といたしました。

今後も、皆様との間で説明会や意見交換会などといったものを節目節目で企画させていただき、その折には、双方向でのやり取りができるような形での開催も検討させていただきますので、今回についてはこのような形で開催することをお許しください。

それでは、本日の説明会では、このたび発覚しました不備の内容がどういったものであるのか、また、改正法令の施行によって新規要求となった内容について、改めて説明させていただくとともに、皆様から事前にいただいた御意見、御質問には可能な限り答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○高橋安全審査官 続きます、原子力規制庁の参加者より簡単に自己紹介させていただきます。

○細野安全管理調査官 安全管理調査官をやらせていただいております、細野でございます。

志間の下で使用施設、あとは東海再処理、もんじゅ、そういったところの廃止措置を担当しております。よろしくお願いたします。

○真田安全審査官 真田と申します。

私は使用施設、今回、参加しているメンバーも使用班という班体制でやっておりますけれども、班内の業務管理とか班内の業務総括ということで、審査なり、行政相談等の対外的な対応の総括を行っています。

以上です。

○高橋安全審査官 本日の司会進行を担当します、高橋です。

審査業務に関しましては、使用許可、使用変更許可のほか、合併・分割認可申請の担当などを行っております。どうぞよろしくお願いたします。

○本多主任安全審査官 本多と申します。

よろしくお願いたします。使用変更許可の申請であるとか、あるいは保安規定の審査なんかもやっております。今日はよろしくお願いたします。

○榎見主任安全審査官 榎見と申します。

使用者の皆さんに対しましては、主に許可の変更届ですとか、廃止措置計画の軽微変更

届などの対応を行っております。よろしくお願いいたします。

○矢野安全審査官 矢野と申します。

私も変更許可や保安規定の認可の審査を担当しております。本日はよろしくお願いいたします。

○佐久間安全審査専門職 佐久間と申します。

私も使用変更許可や保安規定の認可の業務を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○武居審査官補助 武居と申します。

審査官のサポート業務を担当しております。本日はよろしくお願いいたします。

○高橋安全審査官 それでは、議事に入ります。

議題は、議事次第に記載のとおりです。

本日の説明会では、1、3条改正に係る書類及び手続きについて、2、廃止措置実施方針の公表後の見直しについて、3、事前にいただいたご意見を踏まえた回答についての3件をそれぞれ説明いたします。

議題2につきましては、令第41条該当施設のみが対象となっております。全ての使用施設が対象ではございませんが、令第41条該当施設以外の施設の方におかれましては、参考までに聞いていただければと思います。

令第41条該当施設がどういった施設なのかについては、議題2の冒頭に簡単に説明させていただきます。所有されている施設が令第41条該当施設か否か御不明な場合は、ほぼほぼ41条該当施設ではない可能性がございますので、その点、御承知おきください。

それでは、議題1、3条改正に係る書類及び手続きについて、資料1に基づき説明いたします。

○真田安全審査官 まず、資料を共有させていただきます。

資料1について説明させていただきます。この件は、冒頭、こちらからお話しさせていただきましたけれども、昨年度の原子力規制委員会で報告いたしました、3条改正に関する不備の内容についてお話しするとともに、再発防止のための周知事項等を取りまとめたものでございます。

次のページでございます。まず、この説明の趣旨ということで記載しております。最初に、3条改正と書いていますけれども、下に※印で注釈、設けておりまして、原子炉等規制法の改正というのがございまして、これは令和2年の4月1日に施行されております。そ

れによって炉規法もそうですし、関係規則が変更されております。

皆様との関係では、関係規則というのは使用規則になります。その変更に伴って、許認可の基準や申請書に何を書かないといけないのかとか、何を添付しないといけないのかと、そういったものが変更されたということがございました。

2ポツ目に行っていただきまして、この3条改正の施行後、一部の申請案件において、書類や手続きの不備というものが判明いたしまして、令和3年度の第60回と第70回の原子力規制委員会で、その内容と対処方針について報告をしたところということでございます。

3ポツ目です。本件は、炉規法と関係規則の変更についてのこちらの審査官部隊の理解不足や、申請が必要であるものをしっかりチェックすることが不十分で、チェック体制の欠落に起因して、申請者に対しても遵守すべき事項が適切に周知できなかったものということと説明をしたところでございます。

こういった原子力規制委員会での議論を踏まえて、本件の再発防止を目的として、申請書の記載事項について改めて周知をするものでございます。

2ページ目の次に行っていただきまして、3条改正の経緯ということでもまとめております。まず、平成29年の4月に、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の公布というのがされております。

その後、令和2年の4月に、いわゆる3条改正の施行をされまして、具体的には原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の体制が基準に適合することを追加しております。

これに関連して、経過措置として、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の届出を要求したということとございます。

次のページに行っていただきまして、3条改正に伴う追加要求として二つ挙げてございまして、1ポツ目は、原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、原子力施設の設計及び工事並びにその使用に関する品質管理の方法及び体制が基準に適合することを追加してございます。

2ポツ目です。許可段階における申請書において、原子力施設の許可段階から廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載することを要求するというものでございます。

次のページへ行っていただきまして、3条改正に伴って申請書に追加になった事項とい

うことで挙げています。この資料は、この件については使用施設以外の試験炉とか研開炉とかにも同様な会合というのが昨年行われまして、共通的な資料として用いている関係で、使用では要求されてないですけども、設工認とか、あとクリアランスを取っている人については、クリアランスというのがありますので、ちょっと皆様との関係では不要な情報も入ってますけれども、一律、全事業において要求したもの、追加となったものをまとめております。

まず、許可です。上のほうを見ていただければと思いますけれども、本文に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追加しています。2ポツ目です、添付書類に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書というのを追加したということでございます。

設工認は、使用者との関係では飛ばしていただいて結構だと思います。

次、保安規定です。保安規定は、申請書に関係法令及び保安規定の遵守のための体制、設計想定事象に係る施設の保全に関する措置、施設管理や品質マネジメントシステムに関するものを追加ということでございます。

次は、廃止措置計画です。こちらの1ポツ目は本文側に性能維持施設、性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間、品質マネジメントシステムを追加と。その次のポツに、添付書類のほうにも性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間及び品質マネジメントシステムに関する説明書というのを追加してございます。

ここからが記載不備の概要ということで、四つ書いています。大きく分けると、添付書類の添付漏れというものと、あと一部補正時の記載不備ということで、二つに分けさせていただいております。

まず、添付書類の添付漏れということで、三つ挙げております。①は、これは試験炉施設のほうですけども、設置変更承認申請において、添付書類十一で、これの添付書類十一というのは下に書いておりますけれども、変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書と言われるものの添付が漏れていたというものです、これは1件でございます。

次の②が、試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に関する説明書の添付が漏れていたもの、これが1件でございます。

三つ目が、使用施設の使用変更許可申請において、添付書類四の添付が漏れていたとい

うもので、添付というのは下に※印ありますけれども、※2です、変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書というものが漏れていたということでございます。

次が、一部補正時の記載不備というのがございました。こちらは審査の過程において補正というものがある場合がありますけれども、使用変更許可申請書の一部補正書において、新旧対照表等によって、具体的にどこをどう補正したのかというのを特定すべきところ、本文10号、※を振っております、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項というものと、あと添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があったというもので、これは3件あったということでございます。

次へ行っていただきまして、添付書類の添付漏れについてです。一部の申請において、以下の添付書類の添付漏れが発生したということです。先ほども話がありましたけれども、試験炉施設において、添付書類の十一というものが漏れていた事例。

2ポツ目です、試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に係る説明書の添付というものが漏れていたというもの。

3ポツ目は、使用施設の使用変更許可の申請において、添付書類四と言われるものの添付が漏れた状態で申請がされたというものです。

これは、その申請の際には、それぞれ各事業規則、皆様との関係だと使用規則というのがありますけれども、そこに定めている、そこには申請書、何を添付しなきゃならないとか、そういった申請書の記載事項がありますので、申請の際には、最新の規則をよく確認してから申請いただければというふうに思います。

次が、使用変更許可申請書の一部補正書の記載不備ということです。一部補正において、以下の記載不備が発生しています。

1ポツ目が、当初の申請に添付されていた説明書がなくなった事例でありますとか、本文に書かれている記載が添付書類の記載に差し替わった事例というのがあります。

これは補正申請の際には、当初の申請の内容をよく確認して、新旧対照表を使って具体的な補正箇所を特定できるようにして申請いただければというふうに思います。

これの参考といたしまして、詳しくは説明省略させていただきますけれども、核燃料物質の使用等に関する規則の新旧対照表ということで、改正前と改正後ということで記載しております。

申請の際には、時点も申請時点で改正がされている場合もありますので、しっかり現時



点での規則を見て、抜け漏れないかというのをしっかり確認してから出していただければというふうに思います。

もう1個、資料1の2というものがあります。補正の不備があったということで、補正もどいった様式で提出しないといけないとか、そういったものはありませんけれども、あくまで参考として、こういったものがありますということで、ちょっと参考の例をつけています。

ちょっと説明いたしますと、右の上は会社によっては文書番号があれば文書番号を書いてもらって、右上に日付、令和何年何月何日というのを書いて、左の上には原子力規制委員会殿ということを書いていただいて、右のところは代表者です、株式会社〇〇の代表取締役社長の〇〇さんということで書いていただければというふうに思います。

タイトルは、核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正について。この「許可」の部分、国立大学法人の場合は「承認」という形で出されている方もいらっしゃると思いますので、承認の場合は、核燃料物質使用変更承認申請書の一部補正についてという形で書いていただければと思います。

下のところは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づいて、いついつ付で申請した核燃料物質使用変更許可申請書を別紙のとおり一部補正しますということです。

次のページに行ってください、別紙に飛んでいただいて、1.目で補正の内容です、簡潔に書いてもらって、2.目に何で補正したのかという理由を書いてもらうと。

次のページ行っていただいて、こちらは補正前後表ではなくて、最初に申請したときに既許可と、あと変更許可の内容を新旧表で出されていると思いますけれども、それを補正に合わせてもらうということです。左側は既許可の内容を書いてもらって、右側は補正していると思いますので、補正の内容を反映していただくということです。

下に、使用者の場合は、新旧対照表の次に変更後の全文を提出されている方は多数いらっしゃると思いますけれども、それについても補正の内容を反映して、再度添付していただくということで、一部補正書の記載不備については対応できるのかなというふうに思います。

全体としては以上なんですけれども、まず、皆様には、申請者ですので、当然、規則、要求されているものをしっかり確認なり勉強をしていただいて、抜けや漏れがないように対応していただければというふうに思いますけれども。中には、こういった手続きに慣れ

ていないとか、人事異動で突然対応することになったとか、そういった方も多数いらっしゃると思いますので、作成している段階で分からないこととか、法令上これはどう解釈すればいいとか、そういったものがあれば、不備になる前に、我々、気兼ねなくコンタクトをいただければ、それについてはこうですとか、行政相談には応じることができますので、まずは御自身で調べていただいて対応いただければと思いますけれども、気兼ねなく分からないことがあれば随時聞いていただいて、漏れ等がないような形で申請していただければなというふうに思います。

私からは以上になります。

○高橋安全審査官 続いて、議題2、廃止措置実施方針の公表後の見直しについて、資料に基づき説明いたします。資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

資料2ですが、冒頭に御説明しましたとおり、こちらの議題については、全ての使用施設が対象となっているわけではございません。資料2の1ページの一番下、脚注の1、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設、これを令第41条該当施設と呼んでおりますが、こういった施設を対象とした内容となっております。

この令第41条該当施設ですが、使用量や放射線量が多いなど、より厳しい安全規制を求められている施設のこととして、具体的には、この資料2の3ページ目～4ページ目にかけて、ここに掲載されている11事業者が、令第41条該当施設を所有する使用者となっておりますので、こちら11事業者の方向けの説明となりますので、あらかじめ御承知おきください。

1. の趣旨に基づき、この内容を説明いたします。原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律、改正法とありますが、こちらの第2条の規定が平成30年10月1日から施行されました。これにより、原子炉等規制法の第57条の4の規定に基づき、令第41条該当施設の利用者に関しましては、廃止措置の実施方針の作成とこれをホームページで公表することが義務づけられるようになりました。これを受けて、平成30年には令第41条該当施設の利用者の皆様は、廃止措置実施方針を作成いただきまして、ホームページに公表していただいているところとなっております。

廃止措置実施方針に関しましては、核燃料物質の使用等に関する規則、いわゆる使用規則でございますが、こちらの第6条の2～第6条の2の3までに規定があり、この中で廃止措

置実施方針は5年ごとに見直しをするようにといったことを要求しております。今年の令和4年、この廃止措置実施方針の作成、あと公表が義務づけられてからちょうど4年となりますので、一度も廃止措置実施方針の見直しを実施されてない使用者の方におかれましては、来年までに見直しをしていただきたく、お知らせするものとなっております。

続きまして、2. 廃止措置実施方針の見直し時期ですが、今申し上げましたとおり、廃止措置実施方針を作成してから、少なくとも5年ごとに見直しを行わなければいけないということ。あと必要があると認めるときは、これを変更しなければいけないといったことが使用規則に規定されております。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドにおいても同様のことが記載されておりますので、これらを踏まえて、令第41条該当施設の使用の方におかれましては、見直し期限までに遺漏なき対応をお願いしたいと思います。

続きまして、3. 見直し後の対応に関してですが、廃止措置実施方針の見直しにより、この方針を変更した場合は、原子炉等規制法関係法令において、遅滞なく変更後の廃止措置実施方針の公表を義務づけているところです。見直しだけではなくて、公表もお忘れなようにお願いいたします。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、引き続き、原子力規制庁まで、その公表した日付、あと公表しましたウェブサイトのURLなどの提供をお願いいたします。

なお、見直しの結果、廃止措置実施方針の内容に変更がなかったとしましても、見直しを行った日付を、廃止措置実施方針の中にその日付を記録する必要がありますので、こちらの記載、廃止措置実施方針の記載事項が変更となってきます。つきましては、変更がない場合においても、見直しを行った日付を記録するため、方針そのものに変更がない場合でも、見直しの日付を追記することにより、公表されている廃止措置実施方針の記載事項が変更されますので、変更後の廃止措置実施方針の公表が必要となります。この点、御注意ください。

資料の3～4ページにかけまして、廃止措置実施方針の作成・公表状況をまとめております。この一番右の備考の欄なんですけれども、過去に見直しを行っていきまして、既に廃止措置実施方針が改定されている場合は、その改定の年月日が記載されております。この欄がハイフンとなっている場合は、過去に一度も廃止措置実施方針の見直しがされておきませんので、来年までに見直し、そしてホームページでの公表を忘れずをお願いいたします。

議題2については以上となります。

続きまして、議題3、事前にいただいた御意見を踏まえた回答について、資料3に基づき説明いたします。資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

使用者の皆様におかれましては、4月末～5月上旬にかけては、メールでアンケートを送らせていただきました。このアンケートを実施した経緯ですが、去年の原子力規制委員会にて、委員より核燃料物質を使用している事業者、いわゆる使用者は事業者数が非常に多く、使用の形態も様々であるため、積極的に情報交換を行って、今後の核燃料物質の使用に関する規制をよりよい運用とすべきなのではという意見がありました。このため、核燃料物質の使用の現場において、日常的に困っている点、現在の規制のルールで分かりづらい点や改善点などを把握することを目的としてアンケートを行いました。

こちらのアンケートについては、今年4月末時点で使用の許可をお持ちの全201事業者のうち約半数の100事業者から回答をいただきました。アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

アンケートの結果ですが、大きく七つの項目に分類し、次の3ページ～9ページまでに御意見をまとめましたので、紹介させていただきます。

まず、一つ目、関係法令や制度に関する御意見です。そもそも核燃料物質の使用に関する法令体系がよくわからないといった御意見。あと、核燃料物質の使用とRIの使用の許可、両方を持っている事業者におかれましては、法律を一本化してほしいといった御意見がありました。

そのほか、法令も制度も全体的にわかりづらい。特に法令などに関しましては、要約したものなどがあるとわかりやすくなるのではという御意見。制度に関しましては、規制の緩和や合理化などを求める声があったほか、申請書の記載事項に関する御要望もございました。

続きまして、HPや広報活動に関する御意見です。原子力規制委員会のホームページに、どこのページに何が掲載されているのかわかりづらい。申請書の様式、届出の記載例などをはじめ、ホームページ全体がわかりづらいという意見が寄せられております。また、ホームページに掲載されている様式類や法令などは、改定日が併記されておらず、こういった改定日を併記するなどしてどれが最新版のものか分かるようにしてほしいといった御意見。また、手続の一連の流れを示したフローや提出書類の一覧表など、申請手続全般に関する情報の掲載を求める声もございました。

また、広報活動に関しましては、今回のような説明会、あとは勉強会や講習会といった

ものも開催してほしいという声もいただいております。

続きまして、三つ目、原子力規制庁の窓口や体制に関する御意見です。核燃料物質の使用に関する窓口が複数に分かれていることから、窓口がわかりづらいといった声がございました。また、原子力規制庁の体制に関しましては、担当部署、担当者によって見解が異なるので、そういったところを統一してほしいという御意見をいただいております。

続きまして、4番目、申請や面談の一連の流れに関する御意見です。申請書の提出前の相談の実施、あと、ヒアリングの資料の準備に関して、原子力規制庁側の周知がまだ足りていないと感じる御意見をたくさんいただいております。

続きまして、5番目、品質管理に関する御意見です。先ほどの議題1と重複する点もありますが、品質管理そのものの要求事項がわかりづらいといった御意見。記載のポイントを示してほしいといった御意見がありました。

そのほか、ホームページに品質管理に関する記載例を示しているのですが、それがわかりやすいという意見がある一方、記載例がどこにあるのかわからず、ちゃんと示してほしいといった御意見もございました。品質管理については、運用面でも手続面でも負担を感じていらっしゃる声が多数寄せられております。

続きまして、6番目、廃止措置に関する御意見です。廃止措置の制度そのものについて全体の流れがわかりづらいといった御意見。

そのほか、核燃料物質の使用の許可と廃止措置計画の認可、この二つの手続の合理化を求める声や、考え方の違いがわかりづらいといった御意見をいただきました。

最後に7番目、その他の御意見ですが、一つ目の使用しない核燃料物質や放射性廃棄物の最終処分場を早く作ってほしいといった意見、これが一番多く寄せられた意見でございました。また、そのほか報告書類の提出に関する御意見や国際規制物資の使用に関する御意見もいただきました。

貴重な御意見をお寄せいただきましてありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえまして、本日の説明会では、核燃料物質の使用の規制について、まずはここを押さえておいていただくというポイントをメインに御説明させていただきたいと思っております。

本日の御説明事項としては、こちらに記載されている1～6の項目となります。こちらについて概要を説明させていただきます。その後、先ほど御紹介した御意見について、補足の説明をさせていただきます。

それでは、早速、一つ目、核燃料物質の使用に関する関係法令について説明いたします。  
○佐久間安全審査専門職 一つ目の核燃料物質の使用に関する関係法令について説明させていただきます。

まず、核燃料物質の使用に関して、基本となる法律は原子力基本法となります。原子力基本法においては、原子力の利用は、平和の目的に限り、安全を確保した上で行うこと。核燃料物質の使用については、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならないことを定めております。

ここでいう別の法律というのが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、略称としまして原子炉等規制法、炉規法といわれるものとなります。

ちなみにRI法については、原子力基本法の別の条項に基づき制定されているものとなっています。

原子炉等規制法の関係法令等を列挙させていただいておりますが、政令としましては原子炉等規制法施行令、規則としましては、使用規則や使用許可基準規則などがあります。

次のページに進んでください。先ほど、関係法令と説明しましたが、一般的な法令体系としましては、上流から憲法・法律・政令・規則・告示となっています。法令の下に、内規があり、具体的には解釈・審査基準・ガイド等があります。これらは、法令の要求事項について、事例を用いて具体化したり、行政庁が許認可等を行う際の判断基準をまとめたものとなっています。

次のページをお願いします。では、これから核燃料物質の使用に関する主要な関係法令について説明させていただきます。

まずは、政令である原子炉等規制法施行令について説明させていただきます。この政令では、許可が必要な核燃料物質の種類及び数量、また、いわゆる令第41条該当施設となる一定量以上のプルトニウム等を有する、より厳しい規制を受ける核燃料物質の種類及び数量を規定しております。

次のページをお願いします。続きまして、線量告示について説明させていただきます。こちらの告示では、放射線業務従事者の被ばく線量の限度、管理区域や周辺監視区域境界に係る線量等を規定しています。

次のページをお願いします。最後ですが、規則のところの使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則について説明させていただきます。この規則では、核燃料物質の使用の許可を得るための基準を定めており、この規則の要求事項に適合することが必要と

なっています。この規則についての内規としまして、下の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を定めておまして、この規則に適合するためのより具体的な要求事項がまとめてあります。

これらの関係法令は、原子力規制委員会ホームページに掲載されておりますので、続けてホームページ掲載について説明させていただきます。

次のページをお願いします。

○榊見主任安全審査官 ホームページの掲載事項ですが、まず、原子力規制委員会のトップページというのが、そこに書いてありますURLのページなんですけど、ウェブブラウザで原子力規制委員会というふうにキーワードで検索していただくと表示されるかと思いません。

主に使用者の皆さんですと、使用に関する規則ですとか告示・内規・ガイドといったものですか、あるいは、核燃料物質の使用等の安全規制、それから水曜日に毎週開催されております規制委員会の会議の資料ですとか議事録といったものを御参照される機会があるかと思えます。

次のページをお願いします。具体的に、ちょっとお手元の資料の17ページを御覧いただきます。今、YouTubeの画面とはちょっと違う形になっておりますが、資料の17ページですと大きく二つありまして、上側の「原子力の規制」というトップページのところのメニューと、それをクリックしていただくと「核燃料物質の使用等の安全規制」というページに移行できます。

また、「法令・手続・文書」ですね。資料の下側のところで、「法令・手続・文書」をクリックしていただいても「核燃料物質の使用等の安全規制」というところに移ることができます。

では、ちょっと、今、動画を再生していただけますか。

今、17ページの下側の流れを簡単な動画でYouTubeの画面上で再生しております。トップページの「法令・手続・文書」のほうから右側の「核燃料物質の使用等の安全規制」に移って、それから、17ページの次の資料で言いますとページの「核燃料物質の使用について」というところですね。それから、同じページの下から2番目のメニューで「核燃料物質使用許可申請の手続きについて」というページをクリックしていただきますと、我々の窓口で、その次のページの「使用に関する規則・告示・内規」、失礼しました。申請の提出先ですとか問合せ先、それから、その下に申請の様式といったもの、使用変更許可です

とか、あるいは、届出の様式といったものと記載、届出の記載例といったものもアップされておりますので、こちらを御参照いただければと思います。

以上です。

○本多主任安全審査官 続きまして、核燃料物質の使用に関する窓口のことにつきまして御説明したいと思います。

これまで述べさせていただいているとおり、原子力規制部の研究炉等審査部門において核燃料物質の使用に関する窓口というのは、この資料の下記のとおりとなっております。

一つ目の丸におきましては、使用許可申請、これは新たに核燃料物質を使用するために必要な許可を得るための手続となっております。

それから二つ目の丸につきましては、使用変更許可申請といたしまして、こちらのほうは既に許可を得た事業所さん等が、その許可の内容を変更するための手続ということになっております。

それから三つ目の丸につきましては、使用変更届といたしまして、代表者の方の氏名が変更になったとか、そういった軽微な変更のために、こういった手続をしていただくということになってございます。

それから、合併・分割認可申請といたしまして、法人の合併であるとか分割に伴って、核燃料物質の使用者の地位を承継させる手続ということになってございます。

それから、廃止措置計画認可申請といたしまして、全ての核燃料物質の使用を廃止するための手続ということになっております。

それから、廃止措置計画変更認可申請といたしまして、さきに述べた廃止措置計画の中で認可された後の廃止措置計画を変更するための手続ということになってございます。

今述べました各種申請とか手続、届出のことに关しましては、こちらに記載されておりますとおり、研究炉等審査部門の電話番号であるとかファクス番号であるとかEメールのほうにお問合せをいただければと考えております。次、お願いします。

続きまして、そのほかの窓口について御紹介させていただきます。核燃料物質の使用に関する報告書、放射線管理に関する報告書であるとか廃棄物管理に関する報告書の提出、あるいは、原子力規制検査、原子力施設の管理、日々の記録等に関する窓口といたしましては、原子力規制部の核燃料施設等監視部門というのがございますので、ここに記載の電話番号であるとかファクス番号のほうにお問合せをいただければと思います。

それから二つ目のポツは、国際規制物資の使用であるとか、国際規制物資の計量管理に



関する窓口ということでございまして、こちらのほうは長官官房の放射線防護企画課の保障措置室というまた別の部署がございまして、ここに記載の電話番号にお問合せいただければと思います。

それから、ちょっと変わりますけれども、核燃料物質の漏えい事象とか、あるいは所在が分からなくなったとか、そういったトラブル系の連絡先も設けておまして、こちらは長官官房の総務課事故対処室というところがございまして、こちらに記載のとおり電話番号とかファクス番号に御連絡をいただければと思います。

次、お願いします。それから、これは参考になりますけれども、放射性物質の使用についてなんですけれども、これまで放射性物質を使用したことがないという、経験のない方からのお問合せが多数あるということがありましたので、私たちの原子力規制委員会のホームページ経由で、その経験のない方からの相談ができるようになっていくという仕組みも整えております。記載のとおりURLのところに行ってくださいと、そういったフォームが出てまいりますので、それに従って御相談内容などをお知らせいただければと思います。

なお、こちらのページについては、以下について書かれています①～③についてのことも掲載されておりますので、御参照いただければと思います。

一つ目は放射性同位元素とか、核燃料物質、国際規制物資の規制の概要、あるいは、輸出入の手続、あるいは、これら関係法令というところもこのページで見られるようになってございますので、ぜひ御参考にいただければと思います。

それで、今申し上げました相談の窓口というところは、この、ちょっとこれ、原子力規制委員会のホームページになるんですけれども、右側に「目的別メニュー」というところがありまして、それをクリックしていただくと、この赤字で四角で囲ってあるページに飛ぶようになっておりますので、必要に応じた目的のページのところにアクセスしていただければと思っております。

それから、原子力規制委員会のトップページから規制に関する各種手続のページへのアクセスの仕方というか、ちょっとこれを御紹介させていただければと思います。これもまたやや右側に「法令・手続・文書」というところをクリックしていただくと、そのページのやや下のほうに「2. 規制に関する各種手続」というクリックする場所が出てきます。それをまたクリックしますと、今度はまた「3. 核燃料物質について」というページが飛んでまいります。それをクリックしますと、今度はそれぞれのお知りになりたいキーワード

的なものがたくさん出てきますので、この中からお知りになりたい部分をクリックしていただいで御確認いただければと思っております。

窓口に関する御説明は以上です。

○矢野安全審査官 続きまして、申請や面談、審査の流れについての御質問がありましたので、それについて御説明をさせていただきます。

新たに核燃料物質の使用許可を取得したい場合や、今お持ちである使用の許可等を設備の追加とかで変更をしたいという場合については申請が必要になってございまして、その際、申請書の記載方法が分からないなど、手続上、不明な点がございましたら、適宜、我々のほうに御相談いただければ、申請の前であっても行政相談という形で、現在は主にウェブ会議システムが主流となっていますけれども、ウェブ会議システムまたは対面によってお話を伺うということが可能になってございますので、適宜、御相談をいただければと思います。

その相談の際には、必要に応じて相談内容をまとめた資料を御用意いただけると、我々のほうの理解も進みますので、その辺りは御用意いただけると幸いです。

続きまして、申請書を提出いただいた後の審査の流れでございまして、申請書の内容で確認させていただきたい事項や御説明させていただきたい事項があった場合には、担当の審査官のほうから御連絡させていただきます。必要に応じて面談を実施させていただきます。面談に際しては、面談の資料の御準備を依頼させていただくことがございますので、御了承いただくと幸いです。

次、お願いします。提出いただいた申請書につきましては、面談なり審査の過程で記載内容を修正、補正する必要がある場合がございます。その場合については、補正申請書の提出によって申請書の補正が可能です。補正する内容については、あらかじめ御相談したい事項がございましたら、補正申請書提出前に面談を実施させていただいてお話を伺っております。

行政相談や面談で用いる資料につきましては、非公開情報がある場合についてはマスキング版の資料も御提示いただくこととしてございます。また、マスキングする場所について、それが適切か否かについて面談時に確認させていただきます。

続きまして、行政相談や面談の実施の後につきましては、原子力規制庁において面談の概要をまとめた面談録を作成させていただきまして、令第41条該当施設の面談録と面談資料につきましては、原子力規制庁のホームページにおいて公開してございます。令第41条

非該当施設の面談録及び面談資料については公開してございません。

次、お願いいたします。続きまして、品質管理に関する記載事項についての御質問がございましたので御説明させていただきます。資料1でも御紹介させていただきましたが、令和2年4月1日付の法律の改正によって使用の許可及び使用の変更許可に係る申請書において、品質管理に係る記載及びその説明書を添付する必要がある、添付書類を添付するということが必要になりました。

申請書の記載事項と添付書類の一覧については、次のページに記載してございますので、申請の際に御確認ください。

今、このページに記載してございますけれども、赤字下線で紹介しているところがその法律の改正によって追加された事項となっておりまして、申請書の記載については10.の使用施設及び貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項。添付書類につきましては4.の赤字になってございますけれども、変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書が追加が必要となっておりますので、こちらを御確認いただいて申請書の作成をいただくと幸いです。

次、お願いいたします。記載例についても御質問がございまして、令第41条非該当施設の記載例につきましては、原子力規制委員会のホームページに記載されてございますので紹介させていただきます。そのページにつきましては、「核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に関する法改正事項説明会」の配付資料に掲載されてございます。URLを示しておりますので、こちらで御確認いただくと幸いです。

次、お願いいたします。具体的には、先ほどの配付資料の中の162ページに本文、本文というか、申請書の説明事項について記載されてございます。

続きまして、添付書類の記載例につきましては、先ほどの配付資料の163ページ～165ページに記載されてございます。こちら、添付書類につきましては、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、それぞれの例がございまして、皆様の施設の状況に応じてこちらの配付資料の記載例を御確認いただいて必要な記載をしていただければと思います。

○高橋安全審査官 続きまして、廃止措置の概要について説明いたします。今後、一切核燃料物質の全ての使用をやめる場合、廃止措置を講ずることとなっております。ここでいう核燃料物質の全ての使用ですが、実験や商品の製造などによる核燃料物質の取扱い、使用、あとは、核燃料物質を容器や棚などで単に貯蔵保管する貯蔵、放射性廃棄物、要は核

燃料物質によって汚染された物などを廃棄する、こういったこと全てをやめる場合は廃止措置を講ずることとなっております。この場合、廃止措置計画の申請が必要となります。

次のページに行きまして、廃止措置計画は、使用の許可を受けている単位、つまり、事業所ごとに提出していただくこととなっております。例えば、同じ法人、同一の会社や同一の大学などにおいて、核燃料物質を使用している事業所が複数ある場合は、全ての事業所で廃止措置計画を行う場合ではなくて、事業所ごとに廃止措置計画の申請を行うこととなります。

令第41条非該当施設に関しましては、廃止措置計画の認可に関する審査基準が、昨年、令和3年12月15日に制定されております。この審査基準については、原子力規制委員会のホームページに掲載されております。廃止措置計画の申請書及びその添付書類の記載事項について、どういった観点で我々が審査しているのかといったことがまとめられておりますので、廃止措置を検討される際に御参照ください。URLを掲載しておりますので、こちらからアクセスしてください。

次のページへ行きまして、廃止措置の計画の認可に関しましては、従来は、核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まっていないと廃止措置を実施できず、核燃料物質を単に貯蔵しているのみ、放射性廃棄物をただただ保管しているのみといった施設においては、廃止措置の段階に進めない状況となっております。

しかし、現在では、以下の条件を満たせば、核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まっていなくても、廃止措置の段階に進める運用となっております。

①ですが、令第41条該当施設に関しましては、使用施設から核燃料物質が取り出されれば廃止措置に進むことができます。

②ですが、令第41条非該当施設については、使用施設における核燃料物質の使用、取扱いが終了していれば廃止措置に進むことができます。ここでいう使用施設とは、単に核燃料物質を貯蔵している貯蔵施設、放射性廃棄物を保管廃棄している廃棄施設、こういったものは除きます。これらを除いた使用施設において、実験や商品製造などの目的で核燃料物質の取扱いが終了されていれば問題ありません。

そもそも使用施設がない事業所、つまり、核燃料物質を貯蔵しているのみ、放射性廃棄物を保管廃棄しているのみといった事業所においては、今後、新たに核燃料物質を取り扱うような研究、実験や商品製造などの予定がない場合は、廃止措置にも進めるということになっております。

③ただしなんですけれども、廃止措置計画の認可を受けた後、廃止措置中に核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先、これらが決まり次第、廃止措置計画の変更認可申請を提出していただき、核燃料物質の譲渡し先などを明確にするといった手続が必要となりますので、この点は御注意ください。

次のページに進みまして、以上をまとめますと、廃止措置のポイントは以下のとおりとなります。

使用施設における核燃料物質の使用、つまり実験や商品製造といった核燃料物質の取扱いの意向がなく、かつ、廃止措置に向かいたい場合は、貯蔵施設での核燃料物質の貯蔵や保管廃棄施設の放射性廃棄物の保管廃棄を継続しなければいけない状況であったとしても、廃止措置計画の申請は可能となります。

ただし、廃止措置計画の認可を受けた後、以下のような場合は、廃止措置計画の変更認可の申請を行ってください。①核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まった場合。ここで注意なんですけれども、変更認可を受けた後に、核燃料物質の譲渡しや放射性廃棄物の廃棄を実施してください。申請を出した後、変更認可を待たずに、核燃料物質の譲渡しなどを行うことはできませんので、この点、御注意してください。

②廃止措置として計画していなかった変更がある場合。例えば、廃止措置中に放射性廃棄物が大量に発生するおそれが出てきたため、保管廃棄施設を増設する、保管廃棄容器の種類や数量を変更したいといった場合ですが、この場合、核燃料物質の使用変更許可申請ではなく、廃止措置計画の変更認可の申請を行ってください。このようなことが発生した場合は、事前に御相談いただくことをお勧めいたします。

以上が説明となりますが、続きまして、冒頭に御紹介したアンケートの御意見について、補足の説明をさせていただきます。

○細野安全管理調査官 安全管理調査官、細野でございます。

御意見を100件ほどいただきまして、グレーの部分、グレーの文字については、先ほど私どもの担当から適宜に説明させていただいたところでございます。

黒い部分につきましては、基本的には、今後、我々の審査の参考にさせていただきたいなあとというふうに考えているところで、主に赤字について、私のほうからは御説明させていただきたいと思います。

ただ、一つだけ、ここで、「略語が多く、用語がわかりづらい」と。おっしゃるとおりだと思います。これ、30年、私も役人をやっていますけれども、常に法令が変わるたびに、

やはり用語が分かりづらい、略語が多い、同じような考えを持ちながらやってございます。

一方、やはり法律ですので、やはり国民の皆さんにとっては堅い言葉ですけれども守っていただければいけないということもありますので、お読みになっていただいて分からない言葉があれば、うちの担当をぜひ頼りにしていただいて御理解を深めていただければというふうに思います。

このページの一つ目の赤い字のところでございます。「要求事項がわかりづらい」と。うん、なるほど。「安全機能の定義や火災の要求事項がわかりづらい」。うん、なるほど。これ、正直、同じような思いは我々も持っています。ただ一方で、実用炉みたいに発電所だと全国で50基ぐらいあるんです、動いているプラントはもっと少ないんですけれども。そういったところでは、標準化とって、ある程度を表にしているんですね。こういうものが安全機能を持っていますよ、このぐらいのグレードですよという分けをしているんですけれども、使用施設って皆さん千差万別ですよ。千差万別のものをそういう表に表すとすると、膨大な膨大なページ数がかかります。そういったことが無駄ですので、いわゆる許可基準の中で安全機能という形で一くくりにして閉じ込めを求めている、遮蔽を求めているというような内容でございますので、定量的な基準を示すことはすごく難しい話になります。

ですので、実際の審査においては、本当にケース・バイ・ケースで対応させていただいている、本当に皆さんには御迷惑をかけていますけれども、結局はそういう形で御相談させていただきながら決めていくということにさせていただければなというふうに思います。

ここ、黒字で、真ん中の下辺りに「申請書の記載事項について、具体例、過去の事例、あるいは解説を示してほしい」と。これ、要望、結構多かったです。これは、我々、先ほど言ったとおり、黒い字のところは、今後の審査の参考にさせていただきますということなんですけれども、ここら辺は、少し、我々の資源の有効化もあり、あるいは、皆さんの理解の深まり方の考え、深まりもあるということで、お互いに合理性が認められますので少しやり方を考えさせていただければなというふうに前向きに考えているところでございます。

赤字最後、このページ最後ですね。「申請書の「予定使用期間」について、3年ごとに更新するのが手間なので見直してほしい」と。うん、なるほど。これ、実は、3年ごとに届出を提出していただいたのは、こういったコミュニケーションを図る機会が少なかったんですね、これまですごく少なかった。そういったことがあって、3年ごとに本当にその

法人は生きているのかどうかというところの確認も含めて、行政指導で行っていたものでございます。これは、もう行政指導なので、皆様方の御協力をもって対応していただいていたところなんです、非常にありがたいなと思いつつながら。一方では、今回の意見交換会のように、定期的にこういったコミュニケーションを図る場を設けることができれば、あとは、世の中インターネットの普及によって電子メールでいろいろやり取りも早くできるようになりましたので、そういう意味では、こういった場、コミュニケーションを図ることは可能だと考えます。

ですので、ちょっと御指摘を踏まえて、例えば処分方法が定まるまでというところが出てくれば、その記載でもいいのではないかなという感じの検討を担当のほうでは今始めておりますので、まだ結論が出るまでは先の話ではありますが、ここも少し前向きに検討しているところでございます。

次のページをお願いします。ホームページの問題なんです。ここも赤字で少し書いておりますけれども、「様式類や法令等は、改定日を併記してほしい」と。「HPに旧版の掲示が残っている」と。ここら辺は先ほど御説明したとおりでございますし、あとは「核燃料物質の使用に関する情報収集の場が少ないので、今後も説明会を定期的開催してほしい」と。おっしゃるとおりで、こういう時代だからこそなんだろうけれども、何でやっぱりやってこなかったのかなと。旧科学技術庁、文科省を恨む私がいるんですけども、そういう意味では、こういう原子力規制庁という原子力規制を中心とした組織ができましたので、毎月やってくれというのはしんどいんですけども、やはり担当審査官が、うちも資源がありますので、審査資源を有効に活用する意味でも、まあ半年に1度、1年に1度こういった形では定期的開催して今後もいきたいというふうに考えているところでございます。

次のページをお願いします。これ、規制庁の窓口や体制に関する御意見なんです。 「窓口がわかりづらい」という部分につきましては、先ほど御案内したとおりで、こういうものについてはこういうところの部署にお電話、あるいはメールをしていただきたいと思いますという話にはさせていただきました。

あとは、「窓口を一本化してほしい」と。これ、うちもコールセンターというのは実はあってですね、そこに電話すればいいんですが、結局はその担当に振られる時間が長くなるだけなんです。なので、我々としては、窓口が分かりづらいという質問に対して、こういうものが見つかったら、あるいは何がしかのトラブルがあったら事故対処室に電話し

てください。国規物については、国規物の担当に電話してくださいという形で分けてやってみたんですが、一応、そのコールセンターもありますので、そこにお電話していただければ、時間はかかりますけれども、そういう意味では来ます。

ただし、これ大きな会社も同じだと思うんですけども、全部、全知全能の方はいらっしゃらないので、一人で全部全て答える方なんていうのは、大学にもどこにもいらっしゃらないと思います。ですので、ここはぜひ、「窓口がわかりづらい」という質問に対して、我々としてちょっとスライドを作らせていただきましたけれども、可能な限りやっぱり担当、細分化されていますので、担当に、その細分化された担当にずばり当たるような形で我々整理したつもりでございます。ですので、それを活用していただければなというふうに思います。

次の赤字ですね。「何でも相談できる窓口を設けてほしい」。うん、これもとてもよく気持ち、分かります。ただ、我々、審査官にもよく、私どもの隣に志間がいますけれども、志間からも常に指示があって、常に使用者に対しては丁寧に当たれという指示をもらっていますので、そういう意味では、相談を常々、もしいろいろ安全管理の面でお悩みであれば、お電話をいただいたり、あるいはメールをいただければというふうには思っています。

次の赤字でございます。「担当者や担当部署によって見解が異なるので困る」と。うちの部門内に関して言えば、担当者内で共通認識を持って、見解の差を生じさせないようにするために会議をやっています、実は中で。なので、実は許可までに時間がかかるんです。班でまず会議をします。その後、課内で会議をします。その後、担当の指定職、皆さんの会社の組織で言うと執行役員までですね。お話をしてから決裁を取るような形にしています。ですので、時間を要しているわけですけども、いろいろその審査書案の内容を確認する会議を開催したり、審査官の勉強会を開催する等の取組を実施しています、今はですね、原子力規制庁になってから、そういった取組を今始めています。ぜひ、もう少しお時間をいただけませんかというのが回答でございます。

ただ、旧文部科学省、あるいは科学技術庁のように、担当によって本当に見解が違っていると、まさしく我々もそれに右往左往させられているところあるんですけども、そういったことは決してないような形で我々としても頑張っていくというふうに、頑張っていけというふうに隣の管理官の志間のほうからも指示を受けていますので、そういう意味では、そういうことがないようにこれからも取り組んでまいりたいというふうに思います。



次の赤字ですね。「部署によって、申請書や届出の書き方が異なるので、見解を統一してほしい」と。これ気持ちは分かるんです。ただ、これ、RI法と、先ほど佐久間が説明しましたRI法と、原子炉等規制法、根拠となる法律の条文が異なるんですね。そうなりと見解が違ってくるんです。どうしてもそういうルールになります。それは法律のルールとして、そういうルールです。ですので、使いづらいと言われても、これはもう我々、役人とすれば、もう根拠法令が異なると要求事項も異なるので統一的なお示しはできないというのが回答になります。

ただ、そうはいつでもという感じで、シンプルなものに関していけば、今後どうにかできるものがあるかもしれないので、少しずつ少しずつですが、直していきたいなというふうには考え、直せるものは、直していきたいなというふうには考えているところではございます。

次のページをお願いします。これ面談の話ですね。先ほどうちの矢野からしっかり、ちょっと早口でしたけれども説明をしてくれましたが、これも隣の私の上司の志間のほうから、しっかり使用者の相手をしろというふうに言われていますので、そういう意味では、申請や面談の流れというのは申請していただいた後もケアをしているつもりではございません。

その中でも、特に赤字ですね。「手続きに労力と費用を要するので、負担軽減をお願いしたい」と。これはどうしても負担軽減となると、皆さんの代筆をしていただくしかないんですね。となると、皆さんの側からすれば、例えば行政書士をお願いするというのも一つの手段かもしれませんが、行政書士も原子炉等規制法を知っている行政書士というのは多分物すごく少ないと思いますので、ぜひ、これまでと同様に行政相談をさせていただきながら、我々として、いろいろ回答をしっかりとしていきたい。あるいは、こういうふうに書いたらいいんじゃないかというサジェスションをしていきたいというふうに思います。

ただし、手続に労力と費用を要するというのは、これは原子炉等規制法に限らず、全ての法規において、皆さんの申請においては全てこういったものはかかるはずなんです。それを全部全てなくしてしまうというのは、これはさすがに無理な問題で、小を大の話に変換するつもりはないんですが、我々としてもやはり仕事として原子力に関わる安全というのを守るのが仕事ですので、そういう意味では、そのための手続、そのための労力、我々もかかっていますということです。

ですので、お互い負担軽減を続けていくためには、行政相談というものを使いながら、

しっかりとお互いコミュニケーションを取って相談しながらいい申請書を作ればなというふうに思っているところでございます。

次のスライドをお願いします。品質管理に関する御意見。これは、特に赤字、御用意していません。本当に正直、品質管理要求が入ってから、特に41条非該当の施設、苦勞していると思います。これは、もう、私個人の考えなんですけれども、本文に記載するだけでいいんじゃないかなというふうに思っていて、添付資料まで求めるのかというのはあるんだと思います。皆さんの御苦勞は分かっているつもりですが、今現行、私も法令に従って仕事をしないと国家公務員法違反になってしまいますので、そういう意味では、今は今のルールとしてやっていただくということ、見直すべきだというお声に対しては、真摯に受け止めて、少し変更に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。廃止措置に関する御意見をいただいております。これ、先ほどうちの高橋のほうから少し丁寧に説明をしていただいたというふうに思いますが、「廃止措置計画の変更を繰り返していくと、使用許可の内容からずれていくと思うので、現在の許可の内容はどれが正なのかわからない」という、これですね、廃止措置万能論という、我々の俗語なんですけれども、これ、使用許可の内容からずれていって構いません。構いません。もう廃止措置の枠の中でやります。理論的には、使用許可で取っている内容が一番最高の安全の頂点なんです。安全の頂点の中の範囲内で廃止措置をしていくことになりますので、そういう意味で廃止措置万能論で対応が可能ということでございます。

ですので、変更認可も許可の変更は要らずに全部廃止措置の変更認可を行って、その中でやっていくという形になるかなというふうに思います。

あと、「廃棄物を長期的に保管するために、例えば保管廃棄施設を新設する場合は、廃止措置計画の変更認可申請を行うのか、使用変更許可申請で行うのかかわからない」と。これは、先ほど言ったとおり、廃止措置万能論で対応しますので、廃止措置計画の変更認可申請を行っていただければというふうに思います。それだけで結構です。使用変更許可は要りません。

あとは、「廃棄物を他事業者に引き渡す場合は、廃止措置計画変更認可申請を受けることになっている一方で、使用許可の場合は、その範疇であれば変更許可申請は不要となっており、廃止措置のほうの方が厳しいと感じる」と。これ、廃止措置というのは畳むことで

ざいます。なくしてもいいという、要は更地にできるか、できないかというところなんで、結果的に核燃料物質や放射性廃棄物がどこに行くのかというのをしっかり確認し、我々として審査をしていく必要があるというふうに判断をしています。ぜひここは御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

その他御意見として7ページ目、39、7.ですね。最も厳しい御意見で、「使用しない核燃料物質や放射性廃棄物の最終処分地を早く作ってほしい」と。これ、規制庁の所管ではないんですが、これ実施主体は、多分、日本原子力研究開発機構になろうかなというふうに思っておりますので、ここと情報共有をしっかりとさせていただいています。

これまでも原子力規制委員会委員長、更田委員長のほうから原子力研究開発機構の理事長のほうにはそういう話をしていただいていますので、だから何が進むかという話でもないんですが、これは最終処分場というのは立地をしていただく自治体の御意見、御理解、そういったものが十分に行っていないと、整わないと造れないものですから、そういう意味では早く造りたいんだけども造れないというのが実際なんだと思います。

ただし、関係者、こういう話は、途中で例えば何がしかの情報が漏れてしまうと本当に進まなくなってしまうので、私も何一つ知らないんですが、ただし、その関係の、いわゆる対象のJAEAには、その情報共有をさせていただいております。

あとは、「放射線管理等報告書の提出期限の延長を考慮してほしい」という話。あと、「国規物の内容」、こちらにつきましては、担当部署に情報共有をいたしておりますので、それぞれ、いわゆる核燃料施設等監視部門、あとは国規物を担当している部門ですね。ここには情報共有を確かにしておりますので、それで御容赦いただければというふうに思います。

私からは以上でございます。

○高橋安全審査官 最後になりますが、本日の御説明内容について、御意見、御質問がございましたら、下記の研究炉等審査部門の使用担当までお気軽にお問合せください。

議題は以上となります。今後も定期的に情報提供や意見交換の場も設けていきますので、引き続き御意見をお寄せください。また、御協力、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。